

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和 7 年 6 月 5 日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
神宮司職員福祉課長

議 題

令和 7 年民間企業の勤務条件制度等調査の実施

議事の概要

- 議題「令和 7 年民間企業の勤務条件制度等調査の実施」について、担当局から別添のとおり調査を行うこととしたいこと、また、調査票については、総務省において審査中であり、審査の結果、軽微な変更が生じた場合は、御一任いただきたい旨の説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

令和 7 年民間企業の勤務条件制度等調査の実施について

令和 7 年 6 月 5 日
職 員 福 祉 局

本年の民間企業の勤務条件制度等調査について、別紙調査要綱のとおり実施することとしたい。具体的な調査項目は以下のとおり。

なお、調査の実施に当たっては、全ての調査事項について、オンライン調査システムを利用した回答を可能とする。

A 休暇制度等が使用できないときに勤務できない場合の取扱いの状況【新規調査】

民間企業の従業員が、就業規則に定める休暇制度等の使用可能日数を全て使用した上で更に勤務できない場合の取扱いについて調査し、公務における職員の様々な事情に応じた無給休暇の新設の検討の基礎資料とする。

B 自律的な働き方に関する労働時間制度【新規調査】

民間企業における従業員が自律的に労働時間帯やその長さを選択できる制度の導入状況について調査を行い、公務における職員が自律的に勤務時間帯やその長さを選択できる枠組みについて研究を進めるための基礎資料とする。

C 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度【継続調査】

公務における特別援護金の水準設定は、民間企業における法定外給付制度の状況を踏まえて決定しており、そのため民間企業における状況や支給額等について調査を行い、公務における特別援護金の水準設定の検討の基礎資料とする。

D 従業員の退職管理等の状況【継続調査】

民間企業の定年制・継続雇用制度、役職定年制及び退職給付制度の状況について調査を行い、公務における高齢期雇用施策の検討等の基礎資料とする。

以 上

令和 7 年民間企業の勤務条件制度等調査要綱

令和 7 年 6 月
人 事 院

I 調査の目的

民間企業の勤務条件制度等調査は、民間企業における労働時間、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び業務・災害に対する法定外給付等の実態を把握し、国家公務員の勤務条件の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

II 調査の範囲

1 調査対象

(1) 地 域

全 国

(2) 調査対象企業

令和 7 年 1 0 月 1 日現在における常勤の従業員数が 5 0 人以上である企業のうち、日本標準産業分類の大分類の農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業及びサービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類されたもの。

ただし、次の経営形態のものを除く。

ア 政府機関及びその関係機関

イ 地方公共団体及びその関係機関

ウ 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関

エ 企業組合等

2 調査客体

調査対象約 4 5, 0 0 0 社のうち、産業及び企業規模によって層化した上で無作為に抽出した約 7, 5 0 0 社を調査客体とする。

III 調査事項

令和 7 年 1 0 月 1 日現在における次の各事項とする。

1 企業に関する事項

(1) 企業の名称

(2) 所在地

(3) 主な事業内容

(4) 企業全体の常勤の従業員数

- 2 休暇制度等が使用できないときに勤務できない場合の取扱いの状況
 - (1) 特別な事情が発生したことに伴い勤務できない場合の対応
 - (2) 特別な事情の内容
 - (3) 勤務できない場合の勤務の取扱い
 - (4) 欠勤とする場合の給与の扱い
 - (5) 欠勤を認める期間の上限の有無及び上限がある場合の最大の期間
- 3 自律的な働き方に関する労働時間制度
 - (1) 日々の労働時間を自ら決定できる従業員の有無
 - (2) 日々の労働時間を自ら決定できる従業員に適用している労働時間制度
 - (3) 日々の労働時間を自ら決定できる従業員が従事する職種
 - (4) 制度の適用に当たり法定要件以外で考慮する要素
 - (5) 制度の適用対象となる従業員の割合
 - (6) 制度の適用対象となる従業員のうち、現に制度が適用されている従業員の割合
- 4 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度
 - (1) 法定外給付制度の有無
 - (2) 給付額の決定方法
 - (3) 給付額
- 5 従業員の退職管理等の状況
 - (1) 事務・技術関係職種の従業員の状況
 - (2) 定年制の状況
 - (3) 継続雇用制度の状況
 - (4) 継続雇用制度の上限年齢及び上限年齢の変更予定
 - (5) 役職定年制の状況
 - (6) 役職及び役職別の役職定年制の有無と年齢
 - (7) 役職定年後の状況
 - (8) 退職給付制度の状況
 - (9) 企業年金の種類

Ⅳ 調査方法

調査客体（標本企業）約 7, 500 社に対して調査票を郵送し、所要事項を記入した調査票の返信用封筒による返送又はオンライン調査システムにより回答を求める。また、同システムを利用できないときなど、調査対象企業が特に希望する場合には、エクセル形式の調査票を用いた電子メールによる回答も可能とする。

Ⅴ 調査期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から 11 月 30 日（日）までとする。

Ⅵ 集計方法

独立行政法人統計センターに依頼する。

Ⅶ 結果の公表

集計及び分析が完了後、結果報告書を公表する。